

介護保険被保険者・受給者の方が市外の施設等へ転出された場合、次の手続きが必要です。 令和5年7月版

転出

武蔵野市にお住まいの方が、他市区町村の住所地特例対象施設に入居・入所し、住民票を入居・入所施設に移された場合、武蔵野市が引き続き、介護保険の認定や保険料賦課、給付等を行います。

【住所地特例について】

介護保険は住所地である市区町村の被保険者（介護保険の対象者）となることが原則です。ただし、被保険者が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入居・入所し住民票を移した場合、住民票を移す前の市区町村が引き続き保険者（介護保険の運営主体）となる特例措置があります。これを「住所地特例」といいます。介護保険の施設入所者を一律に施設所在地の市区町村の被保険者としてしまうと、介護保険施設が集中して建設されている市区町村の介護保険給付が増加し、財政上の不均衡が生じます。こういった状態を解消するために設けられたのが「住所地特例」の制度です。

※住所地特例対象施設

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）、特定施設（有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等）

住所地特例異動届の提出

- ・『住所地特例異動届』をご提出ください。

介護保険被保険者証等について

- ・後日、新住所を記入した『介護保険被保険者証』及び、（お持ちの方のみ）『介護保険負担割合証』・『介護保険負担限度額認定証』を郵送します。現在お持ちの旧住所が記載された証は、同封の返信用封筒でご返却ください。

介護保険料について（2月または3月に施設入所された方のみ）

- ・特別徴収（年金引き落とし）により保険料をご納付いただいている方が、市外の施設に入所された場合、10月以降の特別徴収がいったん停止します（再開までに1年半から2年程度かかります）。停止中は納付書払い又は口座振替（事前に登録された方が対象）でのご納付をお願いいたします。保険料の納め方について詳しくは、毎年7月中旬にお送りする「介護保険料納入通知書」をご確認ください。

送付先の確認

- ・介護保険関係書類は、すでに送付先変更の届け出がある場合を除き、入所・入居先施設に送付します。
- ・入所・入居先施設と別住所への送付を希望する場合は、『介護保険通知書送付先変更届』を提出してください。『介護保険通知書送付先変更届』の届け出に必要な添付書類は、届出人様の本人確認書類（1点）です。

武蔵野市独自サービスの利用

- ・『家族介護用品支給事業(おむつ)』や『緊急通報装置(火災センサー)の貸与』、『寝具乾燥及び消毒サービス』等、武蔵野市独自の福祉サービスを利用していた方は、お手続きが必要です。

□介護保険負担限度額認定証のご案内

- ・新たに介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）に入所、滞在（ショートステイ）される場合は、申請に基づいて食費・居住（滞在）費が減額となる『介護保険負担限度額認定証』の対象になる場合がありますので、お問い合わせください。
- ・対象者として認定された場合、申請月の初日から適用となります。（月を遡って認定することはできません。）

※ご不明な点は高齢者支援課までお問い合わせください。

【窓口・お問い合わせ】

武蔵野市 健康福祉部 高齢者支援課 本庁舎1階南棟 10番～13番 介護保険係 0422(60)1845 介護認定係 0422(60)1866